

平成25年度 事業計画書

1. 基本方針

未来工学研究所は、平成25年度、公益財団法人としての初年度を迎える。過去43年間にわたる財団法人としての活動実績を踏まえ、ここに改めて、その主旨に相応しい公益事業を展開する。

過去の事業領域を「受託調査研究事業」、「自主調査研究事業」、「社会との対話事業」の3領域に分類し、各事業領域で不特定多数の利益に資する「公益事業」と、特定の者のために行う「収益事業」とをバランスを保って企画・実施する。

当法人の沿革と特色は、以下のようなものである。

人間、社会、自然、技術などの相互作用を含む、学際的かつ複雑な、政策課題や社会問題の解決を追究する学問領域として、ソフトサイエンス（政策における意思決定の科学化）が提唱されて既に40年を超える。我が国の第一世代のシンクタンクの一つである未来工学研究所は、我が国が公害問題や資源エネルギー制約等の新たな人類的課題に直面したこの時代に誕生した。

未来工学研究所は、このソフトサイエンスの中でも、特に科学技術や研究開発に関連した課題の調査研究を主題とする非営利法人として運営され、我が国ではきわめてユニークな存在として独自の道を歩んできた。

特に、この間のシンクタンク活動を通じて開発されてきたソフトサイエンスの手法群、その内でも「未来社会の分析」、社会に内在する「真の課題の把握」、その解決のための「総合戦略の立案」と「政策の構想・運営・評価」等の、社会の潮流分析から戦略的政策の立案・運営・評価までを支える独自の метод論を蓄積し、それらを政策的ないし社会経済的課題に適用し実務的成果を挙げてきた。最近では2011年度、世界第7位の科学技術系シンクタンクにランクされた。

当法人の事業目的を概括すると以下ようになる。

当法人の調査研究事業は、一方で科学技術の発展動向を、他方では社会経済の変化の予兆を洞察して、科学技術と社会に係る確かな「未来」を想定しその問題点を発見することに始まり、必要なデータを収集・分析して「工学」的手法により、今後の望ましい

社会や制度の在り方、政策の構想、製品開発のあり方、研究開発体制や技術利用の進め方など、問題解決の多様な方策を構想・企画・提言し、もって科学技術の振興と社会経済の発展に広く寄与することをめざしている。

具体的には「政策調査分析センター」、「情報通信研究センター」、「社会課題調査分析センター」の他に、「震災関連プログラム」と「学会支援センター」を擁し、所内の調査研究者で構成するプラットフォームと、所外の専門家ネットワークとを活用して調査研究を遂行し、その成果をソーシャルメディアを通じて社会と共有し、また、可能な限り、ホームページ、ネットワーク研究会、講演会、刊行物等を通じ広く社会一般に発信することを目指している。

2. 個別事業領域の実施計画

(1) 受託調査研究公益事業：公1

中央省庁や財団等からの委託により調査研究事業を遂行し、その結果を委託者を含む社会一般と共有することを目的とする事業領域である。

事業には委託受託事業と助成受託事業とがある。いずれも公募方式が取られていて、委託受託事業の場合は、委託者が作成する仕様書によって調査・分析・研究等の内容の枠組みや期待される成果が具体的に規定されているのに対して、助成受託事業の場合は応募提案者の創意に、より多くが委ねられている。本事業は基本的には公募により実施されるこの両タイプから成る。

提供される資金を、その性格により区分する。資金提供者は、業務委託者と助成財団に分けられる。委託受託事業の業務委託者は中央省庁、研究機関、財団法人であり、また助成受託事業の場合は助成財団である。

シンクタンク業務の内容は、得意分野に受託課題を絞ったとしても、高度な専門性のレベルで考えると、必要となる知識は、多岐にわたる細分化された先端的個別知識であり、それらをワンセット所内に抱え込むことは不可能である。そのため、プラットフォーム・ネットワーク型の組織形態を取り、事業領域の中心にプラットフォームを据えて所員が担当し、プロジェクト毎に個別に必要となる周辺の専門的知識は業務委託したネットワーク研究者の協力を得て遂行することとなる。また、他方で調査紙の集計のよう

に熟練者を必要としない単純な業務も、経済性の観点から、分化したその種の専門事業者に業務委託する場合もある。

(2) 自主調査研究公益事業：公2

自己資金により社会的関心の高い課題に関する調査研究を遂行し、その結果を実施者が囲い込むことなく社会一般と共有することを目的とする事業領域である。平成23年度から、「震災特別企画プロジェクト」を実施している。「震災特別企画プロジェクト」では、被災後の社会的インパクトの顕在化およびその認知過程と、社会的対応措置の発動過程とに係る情報を時系列的に収集整理し、短期的・中期的な対応措置の発動に際し整備しておくべき有効な社会システムが何かについて考察した。平成25年度も、所員の自発的な取組みを促す。

これらの事業については、ホームページに結果を掲載し、またアニュアルレポートにも掲載する。財源としては、特例財団時の基本財産の一部を取崩して充てる。

(3) 社会との対話公益事業：公3

社会との対話事業とは、調査研究の成果を社会と共有し、また調査研究結果新たに浮かび上がる課題等に関し社会の不特定多数との対話を繰り返し、社会と共に課題の認識を深めたりあるいは解決策を見出していくことを目的とした事業である。

本事業の推進方法の特色は、社会に開かれた場を介して、成果や課題を社会と共有し、さらには社会との対話を行う点にある。即ちオープンシステムにより社会を巻き込み、課題理解のスパイラルアップを図ろうとする点にある。社会に開かれた場としては、デジタル空間、公開の会合、配布可能な紙媒体等を想定している。特徴的な事業としてはソーシャルメディアを介したデジタル空間で実施される対話で、ホームページ上に「議論の広場 Forum」と「問題提起 Insight」という欄を設けている。「議論の広場」は社会一般との対話のためにデジタル的に開かれた場であり、また「問題提起」は調査研究で蓄積した知見を整理し本研究所から社会に問題提起を行い、その問題を巡って登録された専門家ネットワークによる議論を展開し、その経緯を逐時ホームページに掲載することによって、社会一般がそれを共有する仕組みである。その前提として、ホームページの「調査研究 Publication」欄に過去の報告書等を電子的に公開している。また、同じ目的の下で公開講演会や、出版等を通じた広報普及活動も行う。

財源としては、受託事業によって得られる収益の一部をこの事業の経費に充てる。所内的には、受託事業は報告書の作成段階で終了するのではなく、ホームページに掲載し、さらに検討を重ねることによって熟成させ、それをもって完成すると考える。

(4) 受託調査研究収益事業：収1

民間企業や法人等からの依頼により、特定の者（多くの場合依頼主）のための調査研究事業である。また、公募により募集される事業であっても、その成果が社会の不特定多数によって共有されることが期待されない場合には、このカテゴリーに分類する。

(5) 自主調査研究収益事業：収2

特定の者の利益のための自主研究事業がこれに該当する。過去のシンクタンク活動により所内外に集積した知見を活用したコンサルティング事業等を実施する。

(6) 社会との対話収益事業：収3

調査研究成果等に基づく、特定の者のための研修会の開催、出版等の事業を予定している。